

令和3年度第5回印西市学校適正配置審議会 会議録

- 1 開催日時 令和4年1月24日（月）午前10時～午前11時30分
- 2 開催場所 印西市役所別館1階 農業委員会会議室
- 3 出席者 桜井 繁光 委員、内田 圭子 委員、押田 香代子 委員、
井上 愛一郎 委員、坂木 武伸 委員
- 4 欠席者 渡邊 義規 委員
- 5 事務局 大木教育長、高橋教育部長、坂巻教育総務課長、五代教育総務課長補佐、
佐久間学務課長、寺島副参事、秋山係長、小森谷主査
- 6 傍聴者 3名
- 7 議 事 (1) 学校適正規模の考え方について
(2) その他
- 8 議事録 (要点筆記)

事務局 本日はご多用のところ、当審議会の会議にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、何点かご説明とご報告をさせていただきます。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。

会議次第、資料となっておりますが、不足はございませんでしょうか。

<不足なし>

事務局 次に、会議の公開と傍聴についてでございますが、当審議会につきましては、印西市市民参加条例第11条第4項の規定により、原則公開とさせていただきます。

また、傍聴につきましては、同条例施行規則第12条第3項の規定に基づき、事務局が作成した傍聴要領に沿って受付しておりますことをご報告いたします。

なお、現時点での傍聴者は3名でございますが、会議途中で傍聴の希望があった場合は、随時、入室を許可したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、会議の録音及び会議録の署名等についてでございます。

当審議会の会議につきましては、会議録を作成する都合上、録音させていただきます。

また、会議録の署名につきましては、毎回2名の委員の方をお願いしており、本日は、内田委員と押田委員をお願いいたします。

なお、会議録につきましては、ご署名いただいた後、市役所の行政資料室への設置やホームページへの掲載により公表いたします。

会議録の公表にあたりましては、発言者の氏名を伏して行いますことを申し添えます。

それでは只今より、令和3年度第5回印西市学校適正配置審議会を開催いたします。

はじめに、会議の開催について、ご説明とご報告をさせていただきます。

印西市学校適正配置審議会設置条例第7条第2項において、審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができないと規定されております。

本日の出席委員は、6名中5名でございますので、同条例の規定に基づく定足数に達しておりますことから、ここに会議が成立いたしますことをご報告させていただきます。

それでは、会議次第に従い、会議を進めてまいります。

はじめに、次第の2、会長あいさつ、井上会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

会長 年末にはかなり収まりかけていた新型コロナウイルスですが、今年に入りまして、爆発的に感染者が増え、学校現場の方も対応に苦慮しているのではないかと思います。

現在流行しているオミクロン株は、重症化はしないということですが、現実的には重症化をされている方もいらっしゃるということで、お互いの命を守るためにまだまだ気をつけていかななくてはならないというふうに思っているところです。

今日の審議会ですが、学校規模の考え方について、審議をしていくということになっております。

適正規模については、今後話し合う適正配置の基本的な考え方になると思いますので、委員の皆様には、これまで通り様々な観点からご意見をお出しいただければと考えておりますので、よろしくお願いします。

事務局 ありがとうございます。
それでは早速、議事に入りたいと思います。
ここから先の進行は、井上議長をお願いいたします。

議長 それでは、次第の3、議事に入ります。
(1) 学校適正規模の考え方についてを議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 【資料に基づき説明】

議長 それでは、この後、委員の皆様からご意見等を頂戴したいと思いますが、資料の方を大きく分けると、1番の学校規模による学校教育への影響と4ページ以降の2番の学校適正規模の考え方の二つに分けられますので、審議の方もこの二つに分けて審議を進めていきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

 <異議なし>

議長 それでは、始めに1番の学校規模による学校教育への影響について、ご質問、ご意見等はございますか。

委員 1ページの大きな学校行事ではという中に挙げられている内容について、これは本当にデメリットなのかなと感じるところがあります。
 運動会や体育祭では、ダンスや集団競技等の団体種目は行いにくいと書いてありますが、小さい学校では、見に来ている人達は、すぐに自分の子供がどこにいるのかわかりますし、小学校高学年の児童は、準備、出場、後片付けと忙しくと書いてありますが、普通の体育の授業では、自分達で使う用具は自分達で準備をしており、運動会に限ってのことですが、自分達で準備や後片付けをする姿を保護者の方に見てもらえる機会にもなるため、逆にメリットになるということもあると思いますので、この内容に違和感を感じてしまいます。

議長 その他、ございますか。

委員 ここに書かれているデメリットは、工夫次第で、メリットになることもあると思います。
 例えば、運動会でPTAや地域の方に参加してもらうプログラムなどを作れば、盛り上がると思いますし、そういうことは、大規模校より小規模校の方ができそうな気がします。

議長 他に、ご意見等はございますか。

委員 確かに、委員のご意見の通りだとは思いますが、この資料に書かれている内容の意味合いとしては、人数が少ないと、ある程度的人数がいないとできない競技もあるため、競技の選択肢が限られてしまったり、極端に人数の少ない学校では、運動会の準備や後片付けに追われ、他学年の競技を観戦できないことがあるということだと思いますので、少し文章の表現を変える必要があるのかなと思います。

議長 今色々ご意見がありましたので、その辺を踏まえて、事務局の方で、文章の表現を少し変えていただければと思います。

事務局 はい。

議長 その他ございますか。

委員 2ページの学校運営面の中で、保護者の経済的な負担のことが書かれておりますが、修学旅行や卒業アルバムの制作費用は、大規模校と小規模校では、どのくらいの差が出るのか教えてください。

事務局 今のご質問については、手元に資料がございませんので、次回の会議において、回答させていただければと思います。

委員 わかりました。

議長 その他ございますか。

委員 今の件ですが、卒業アルバムの制作費用は、普通の学校では、7千円から8千円位ですが、非常に小さい学校では、2万円位だと思います。
修学旅行の費用は、どこの学校もそれほど変わらないと思います。

議長 その他ございますか。

委員 修学旅行で言えば、大規模校と小規模校では、バス代の一人当たりの負担が変わってくると思いますが、印西市の場合には、修学旅行の交通費について、補助金を出していただいておりますので、保護者は助かっていると思います。

議長 その他ございますか。

委員 市は、修学旅行に対する補助金を出しているのですか。
もし、補助金を出しているのであれば、その補助金があっても、大規模校と小規模校で保護者の負担に差があるということですか。

事務局 修学旅行については、小学校では1学級当たり10万円、中学校では1学級当たり20万円の補助金を出しておりますが、大規模校と比べると、小規模校の方が保護者の経済的負担が大きい状況となっております。

議長 その辺も含めて、次回までに、修学旅行と卒業アルバムの保護者の経済的負担に関する資料等を出していただければと思います。

事務局 わかりました。

議長 他に何かございますか。

委員 学校規模によるメリット、デメリットについては、今までも、何度も話し合いを進めてきており、今回、また、メリット、デメリットが丁寧に書かれておりますが、あまり細かく書きすぎると、ちょっとどうなのかなと思うところが出てきてしまうと思いますので、ここで、メリット、デメリットの表現や字句などについて、議論していくことは、この審議会の本来の目的ではないのではないかなと私は思います。

ここに書かれていることは、大体合っていると思いますので、字句の訂正については必要ないと思いますし、問題なのは、小規模校と大規模校ではなく、過小規模校と過大規模校が問題だと思います。

小規模校と大規模校は、それぞれ良い所、悪い所があって、市内の学校の半分ぐらいが適正規模ではない状況であっても、その特徴を生かしながらやってきているので、これはこれで収めておいて、このメリット、デメリットを踏まえて、過小規模校と過大規模校をどうしていくかという議論を、早く進めてほしいと思います。

今まで何回も話し合いを進めてきて、ある程度の小規模校や大規模校は良いと思いますが、過小規模校と過大規模校だけは何とかしたいと考えておりますので、この審議会の中で、話し合いを進めていただきたいと思います。

議長 1番の学校規模による学校教育への影響については、かなり具体的に書いていただいているため、わかりやすい反面、そこだけに限定されてしまって、これ以外にもあるのではないかというような部分も出てくると思いますので、事務局の方で、再度、その辺を少し見直していただいて、修正するところは修正していただければと思いますが、そのような形でよろしいでしょうか。

<異議なし>

議長 次に、2番の学校適正規模の考え方についてでございますが、先程、事務局の方から、今回の基本方針の学校適正規模の区分については、資料の4ページに書いてある、現行の基本方針における学校適正規模の区分を踏襲したいという提案がありました。

この2番について、全体的に意見を出していただいても構いませんが、特に4ページの表について、印西市における適正規模校を何学級と考えるのが適切なのか、その他、国の区分と異なる区分について、どうするかということを中心にご意見をいただければと思います。

ここで、11時10分まで休憩といたします。

<休憩>

議長 それでは、審議の方を再開させていただきます。
学校適正規模の考え方について、ご質問、ご意見等はございますか。

委員 確認ですが、5ページの学級数を中心とした学校規模の目安の中で、小学校、中学校ともに、国は25以上を大規模校、31以上を過大規模校とすると書いてあって、印西市は25以上を大規模校としておりますが、印西市には、過大規模校という定義がないということによろしいですか。

事務局 印西市におきましては、25学級以上を大規模校として、国の31学級以上の過大規模校を含めまして、同様の対応をしており、25学級以上については、大規模校としての学校適正配置の対応を行っていることから、31学級以上を過大規模校として区分はしておりません。

議長 その他ございますか。

委員 そうすると、国より印西市の方が良い対応をしてもらっていると思いますので、学校適正規模の区分については、これで良いと思います。

議長 他に何かございますか。

委員 国では、過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に対して促してきていると書いてあり、印西市では、大規模校について、増築などで対応しておりますが、国から、それに対する費用の補助や人的面の支援はあるのでしょうか。

事務局 増築や新設をする場合には、国からの補助金があります。

議長 その他ございますか。

委員 8ページの中学校におけるモデル的な教員配置について、例えば、6学級では、美術、技術、家庭については、教員が配置されていませんが、それらの授業は、実際に、どのように対応しているのですか。

事務局 資料の3ページに記載しておりますが、中学校の教員配置の中で、小規模の中学校では、授業時間数に対応できるだけの教員数が配置されない場合があり、その場合には、教科講師が配置されるということで、例えば、ご質問にありました教員が配置されない教科については、教科講師を配置していただいて、授業ができるような体制をとっているというのが、現状でございます。

議長 他に何かございますか。

委員 教員を増員することができるということですか。

事務局 配置されるのは講師ということですので、教科指導の時間にだけ勤務をする体制となっております。

委員 要するに、教員が配置されなくても、適正規模校の児童生徒と同じような教育は受けられるということですよ。

事務局 はい。

議長 その他ございますか。

委員 令和4年度から小学校での教科担任制が始まって、教職員の数は7ページに記載のある配置の例と変わらないのですか。

事務局 教科担任制に係る教員の配置については、県の教育委員会の担当となりますが、現時点では、県から教科担任制に係る教員配置の情報はきておりません。

議長 その他ございますか。

委員 特に、小規模校については、教員の数が少ないので、教科担任制になった場合には、教員が増えないと授業に支障が出てしまうのではないですか。

事務局 まだ具体的に、県の教育委員会から教員の配置については、何も情報がきておりません。

国では、教科担任制のために、4年間かけて、教員を8,800人増やしていくということで、令和4年度予算の文部科学省の概算要求で、2,000人分の教員の増員を要望しましたが、最終的には、950人の教員の増員が決まりました。

全国で小学校の数は約19,000校ありますが、4年間かけて8,800人増やす計画ですので、各学校に1人ずつ配置することはできません。

新聞の記事によりますと、5年生、6年生の学年が1、2学級の学校には教員を配置せず、3学級以上の学校に教員を配置していくという方針とのことなので、なかなか小規模校には厳しい対応となっております。

小規模校の教科担任制をどのように行うのかは、一つとしては、中学校の教員を小学校に派遣して授業を行うという考えと、小さい規模の学校は義務教育学校化することを推奨するという考えがあり、小規模校は存在しにくいような状況になってくると考えられます。

実際に教科担任制をどうやっていくのかということ、6年1組の先生と6年2組の先生がいたら、例えば、週当たりの授業時間数が同じ理科と体育を交換する、つまり、6年1組の先生が1組と2組の体育の授業を行い、その代わりに6年2組の先生が理科の授業を行うといった交換授業のような形で教科担任制を行うことが考えられます。

そうすることにより、理科や体育の授業準備については、それぞれ1人の先生が1回やれば2クラスの授業ができるため、教職員の負担軽減にもなると考えられます。

1学級しかない単学級の学校はどうするのかということ、5年生と6年生の担任が交換授業を行うことは可能ですが、5年生と6年生の授業の内容が異なるため、教員の負担は減らず、あまりメリットがないと思われますが、まだその辺の情報が県の教育委員会からありませんので、実際にどうやっていくのかわからない状況でございます。

議長 他にご意見はございますか。

委員 11ページの部活動の状況ですが、部活動の中に美術があり、美術の先生がいない小規模の学校でも、美術部の部員が多いようですが、美術の先生がいなくても、部活動はできるのですか。

議長 部活の顧問は、その教科の教員ではない教員が顧問をやったりしますので、基本的には、部活動には、免許は関係ないということになります。

委員 わかりました。

議長 それでは、この会議で4ページの学校適正規模の区分の方向性について、決定をしていきたいと思っておりますので、学校適正規模の区分について、ご意見をいただければと思います。

委員 4ページの区分で良いと思います。

議長 その他ございますか。

委員 前回もこの基準で適正配置を進めてきましたが、印西市の学校の現状をみても、この基準で進めていくのが良いと思います。

議長 その他ございますか。

委員 本来なら国の基準の12から18位が学校全体を把握するためには、やりやすいと思いますが、印西市としての考え方もありますし、基準としては4ページの基準でやるしかないのかなという感じがします。

議長 その他ございますか。

<意見等なし>

議長 それでは、委員の皆様からご意見をいただきましたが、今回の基本方針での学校適正規模の区分については、事務局からの提案の通り、現行の基本方針を踏襲していくという方向で進めていくということによろしいでしょうか。

<異議なし>

議長 それでは、決定させていただきます。
その他に、何かご意見等があれば、お願いします。

<意見等なし>

議長 続きまして、議題の(2)その他ですが、何かございますか。

事務局 特にございませぬ。

議長 本日の議題につきましては、全て終了しました。

進行を事務局にお返しします。

事務局 ありがとうございます。
続きまして、次第の4、その他に入らせていただきます。
事務局から、連絡事項がございます。

前回ご審議いただきました小規模特認校制度についてですが、船穂小学校と本埜中学校の保護者説明会を、船穂小学校については2月7日月曜日、本埜中学校については2月8日火曜日に開催する予定で、既に該当する学校の保護者の皆様に通知しております。

現在、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況のため、今後の状況によっては、説明会の開催を急遽中止する場合がございますが、現段階では実施する予定となっております。

<次回の会議日程及び委員報酬について説明>

事務局 事務局からの連絡事項は以上でございます。
その他ということで、委員の皆様からは何かございますか。

<なし>

事務局 それでは、以上をもちまして、令和3年度第5回印西市学校適正配置審議会を終了させていただきます。
長時間にわたり、ご審議をいただきまして、ありがとうございました。

会議資料

- ・ 会議次第
- ・ 資料 学校適正規模の考え方について

令和3年度第5回印西市学校適正配置審議会の会議録は、事実と相違ないことを承認する。

令和4年2月21日

委 員 内田 圭子

委 員 押田 香代子